

# 平成27年度から軽自動車税の税率が変わります

◆問い合わせ◆ 税務課 ☎ 893-1118 / 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300 / 本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2112

地方税法改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。車両の種類や最初の新規検査年月によって、適用される税率が異なります。

▶原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車  
登録されている車両すべてに平成27年度から新課税が適用されます。



▶軽三輪車・軽四輪以上の車両

最初の新規検査※により、現行税率、新税率、重課税率（平成28年度～）のいずれかの税率になります。

※最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するとき  
に受ける検査です。

○現行税率

現行税率は、平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両で、新規検査から一定年数（13年）を経過するまで適用されます。

○新税率

新税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両で、新規検査から一定年数（13年）を経過するまで適用されます。

○重課税率

重課税率は、平成28年度以降、最初の新規検査から13年を経過した環境負荷の大きい車に対して環境型税制（おおむね20%増税）が実施されます。

◆原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の軽自動車・  
二輪の小型自動車

車両区分		平成26年度まで	平成27年度から	
	総排気量	定格出力	旧税率	新税率
原動機付 自転車	50cc以下	0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	0.6kw超 0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	0.8kw超	1,600円	2,400円
	20cc超 (三輪以上)	0.25kw超 (三輪以上)	2,500円	3,700円
	小型特殊 自動車	農耕車	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円	
軽二輪（125cc超250cc以下）			2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）			4,000円	6,000円

◆軽三輪車、軽四輪以上の車両

車両区分		現行税率	新税率	重課税率 (平成28年度～)
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪 以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

※平成27年3月31日までに初度登録された軽自動車は現行税率での課税となります。

平成27年4月1日以降に初度登録された軽自動車は新税率での課税となります。

平成28年度から、最初の新規検査（車検証の初度検査年月）が13年を超える軽自動車は重課税率が適用されます。

## 軽自動車の廃車手続きは4月1日までに



軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に1年分の税金が課税されます。

乗らなくなった軽自動車は廃車手続きを、譲渡した場合は名義変更の手続きを行ってください。

《申告先》

- ・軽四輪自動車及び排気量が126～250ccの軽二輪は、高知県軽自動車協会（☎ 842-4311）
- ・排気量が251cc以上の小型二輪は高知運輸支局（☎ 050-5540-2077）
- ・原動機付自転車及び小型特殊自動車は、税務課・各総合支所住民福祉課窓口